

柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請（補正）について

柏崎刈羽原子力発電所における今後の設置変更許可申請，工事計画認可申請及び保安規定認可申請を予定している案件は，現時点で以下のとおり。

申請案件		経過措置期限	申請状況／予定	
設置 許可	新規制基準施行時から 経過措置のある施設の設置	特定重大事故等対処施設の設置（6号及び7号炉）	新規制基準適合性の 工事計画認可後5年	申請済 （現在審査中）
		所内常設直流電源設備の設置（6号及び7号炉）	新規制基準適合性の 工事計画認可後5年	準備ができ次第申請 （2021年度上期）
	施設の変更	新設緊急時対策所の設置（6号及び7号炉） （5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの変更）	—	準備ができ次第申請 （2021年度下期）
工事 計画	新規制基準施行後の 規則改正への対応	高エネルギーアーク損傷（HEAF）火災対策 （7号機 非常用D/G）	2021年8月1日以後最初の 施設定期検査の終了日* 又は 2021年8月1日以後の 運転開始日の前日 のいずれか早い日まで	準備ができ次第申請 （2020年度）
	新規制基準適合性（6号機）		—	申請済 （補正時期検討中）
保安 規定	（現時点で申請予定なし）			

*再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成29年8月8日原子力規制委員会規則第12号）附則の記載内容